

労災死亡事故 非常事態宣言

三重県内における労災死亡事故の発生は、3月8日現在で7人(墜落転落2人、激突され2人、交通事故2人、はさまれ巻き込まれ1人)と、前年同期と比較して6人増加し、前年を大幅に上回るペースで推移している。また、休業4日以上之死傷災害は、2月末日現在で244人、前年同期と比較して21人増(+9.4%増)となっている。

労働災害は、いかなる状況においてもあってはならないものであり、上記の労災死亡事故の発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要がある。

労使をはじめ、関係者が一体となって取組を進めることにより、死亡災害の撲滅を切に願う。

よって、ここに労災死亡事故多発に対する非常事態宣言を発令する。

令和5年3月9日

三重労働局長 金尾 文敬

職場の安全対策を緊急チェック！(裏面)



三重労働局・労働基準監督署

職場の安全対策を緊急チェック！

1 安全衛生教育を実施していますか？	
	労働者の雇入れ時、作業転換時に労働災害防止に関する教育を実施している
	管理的な業務を行う労働者に対し安全衛生管理に関する教育を実施している
	法定資格の必要な作業には、資格者を配置している
	機械等の操作に関して作業実態に応じた安全衛生教育を実施している
2 転倒災害防止のための措置を講じていますか？	
	身の回りの整理・整頓を行い、通路や階段、出口に物を放置しない
	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いている
	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用させている
	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけている
3 墜落・転落災害防止のための措置を講じていますか？	
	高所やピット等で墜落・転落の恐れのある個所には、囲い、手すり、覆いなどを設けている
	トラックやコンテナ等へのシート掛け・シート外しを行う際は、安全な作業床の設置、又は、墜落制止用器具及び保護帽を使用させている
	高さ2m以上の箇所足場等の設置が困難な箇所では、適切な墜落制止用器具を使用させている
	高い位置の作業では作業台を設置し、はしごや脚立は極力使用させない
	はしごや脚立を使用する場合、はしごは上部を固定するなど転倒防止措置を講じ、脚立は開き止めを確実に掛け天板には乗らないことなど適切な使用方法を徹底している
4 機械へのはさまれ・巻き込まれ災害防止のための措置を講じていますか？	
	機械の駆動部など、はさまれ・巻き込まれの恐れのある箇所には、覆いを設ける等の措置を講じている
	機械の清掃、検査、修理、調整等の作業を行う際は、機械の運転の停止を確認したうえで作業を行っている
	上記作業のため運転を停止している機械について、起動装置に表示板をかける等、他の労働者が運転することを防止する対策を講じている
5 交通労働災害防止のための措置を講じていますか？	
	労働者に対して交通労働災害防止にかかる教育を実施している
	運転業務の前に体調、飲酒の状況等を確認している
	運行経路における交通安全情報マップを作成し、労働者に周知している
6 高齢労働者に配慮した措置を講じていますか？	
	通路を含め、安全に移動できるように十分な明るさ(照度)を確保している
	警報音等は聞き取りやすい中低音域の音とし、パトライト等是有効視野内に設置している
	階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消している
	不自然な作業姿勢をなくすため作業台の高さや作業対象物の配置を考慮している
7 労働災害防止に関する情報を共有するための措置を講じていますか？	
	ヒヤリ・ハット情報を収集し、事業場内外の危険個所を把握している
	事業場内外における危険個所について、労働者間で情報を共有している
	危険個所について見える化を図り、注意喚起を行っている
	事業場内や配送経路における危険マップを作成し共有している
	危険予知訓練(KYT)を導入し、実施している
	リスクアセスメントを導入し、リスク低減措置を講じている
8 職場を点検して危険な「場所」、「作業」等を記入してください(安全対策を進めましょう)。	